参考例２（要領第５の2(2)）

令和６年３月１５日

(派遣元）

愛知労働局株式会社　御中

(派遣先）

株式会社ハローワーク　名古屋支社

　役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

**派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第２６条第４項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハローワーク 名古屋支社　 名古屋市中村区○－○－○番地

２　上記事業所の抵触日

令和６年１０月１日

３　その他

事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は、速やかに、労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき、延長後の抵触日を通知します。

（注）以下の法第40条の２第1項各号に掲げる場合は、期間制限の例外となり、抵触日通知は不要です。

① 無期雇用の派遣労働者を派遣する場合

② 60歳以上の派遣労働者を派遣する場合

③ 有期プロジェクト業務及び日数限定業務に派遣する場合

④ 産前産後休業及び育児休業を取得する労働者の業務に派遣する場合

⑤ 介護休業等を取得する労働者の業務に派遣する場合

（注）事業所の定義

・ 工場、事務所、店舗等、場所的に独立していること

・ 経営の単位として人事・経理・指導監督・働き方などがある程度独立していること

・ 施設として一定期間継続するものであること

などの観点から、実態に即して判断されます。

※雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的には同一です。

R0506